

1. ボイラーの規模による区分一覧表

法令区分	ボイラーの規模による区分	法令の条文	ボイラーの種類						
			蒸気ボイラー			温水ボイラー	貫流ボイラー ⁽²⁾		
ボイラー及び圧力容器安全規則	第二章ボイラー	令第1条第三号(第四号を除く)	下記以外			下記以外	下記以外		
	※小規模ボイラー	令第20条第五号イ、ロ、ハ、ニ	胴の { 内径 750mm 以下で 長さ 1300mm 以下	3m ² 以下		14m ² 以下	30m ² 以下		
	第五章小型ボイラー	令第1条第四号	胴の { 内径 300mm 以下で 長さ 600mm 以下	1m ² 以下	3.5m ² 以下で大気開放管又はU形立管 ⁽¹⁾	0.1MPa以下で8m ² 以下 0.2MPa以下で2m ² 以下	1MPa以下で10m ² 以下		
簡易ボイラー	等構造規格	令第13条第三十六号	胴の { 内径 200mm 以下で 長さ 400mm 以下	0.5 m ² 以下	0.3MPa以下で0.0003 m ² 以下	2m ² 以下で大気開放管又はU形立管 ⁽¹⁾	0.1MPa以下で4m ² 以下	1MPa以下で5 m ² 以下	0.004 m ³ 以下でP×V=0.02以下

- (1) 大気開放管、U形立管の条件（内径、水頭圧、取付け位置の制限）は省略する。
- (2) 貫流ボイラーは、管寄せ及び気水分離器の条件（内径、種類、内容積が一定限度以下）を省略
- (3) 表中、MPaはゲージ圧力、m²は伝熱面積、m³は内容積、Pは最高ゲージ圧力、Vは内容積を表す。
- (4) ※印は、令第20条第五号イ、ロ、ハ、ニのボイラーを便宜上「小規模ボイラー」という。
- (5) 令とは、労働安全衛生法施行令の略記である。

2. ボイラーの検査・就業制限等の区分

ボイラーの規模による区分	検査・個別検定等	就業制限等	定期自主検査
ボイラー (小規模ボイラー)	製造・検査・設置上の規制	免許	月 1 回
		免許又は技能講習	
小型ボイラー	個別検定、設置報告	免許、技能講習又は特別教育	年 1 回
簡易ボイラー	—	—	—

- (1) 検定は、厚生労働大臣の登録を受けた者（「登録個別検定機関」という。例えば公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会）が行い、その詳細は「機械等検定規則」に定められている。
- (2) 免許は、都道府県労働局長が与える。また、技能講習は、都道府県労働局長の登録を受けた者（例えば公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会）が行い、特別教育は、事業者が行う（事業者が代って、例えば公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会が行うこともある。）

3. 免許・技能講習

就業制限の区分	免許、技能講習の区分	ボイラー則の条文
ボイラー技士	免許（特級、一級、二級）	23条、62条
ボイラー整備士	免許	35条、70条
ボイラー溶接士	免許（特級、普通）	9条
ボイラー取扱技能講習修了者	技能講習	23条
化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習修了者	技能講習	62条
普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習修了者	技能講習	62条